

「年金差し引き」か「口座振替」を選択できます

長寿医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。

切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

●申し出に必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳とお届け印、申出書

●申し出先

役場保健福祉課健康推進グループ
(総合ケアセンターゆくり内、☎26-7871)

1月30日までに申し出をすると、平成21年4月分の年金からの差し引きが中止され、6月から口座振替でお支払いいただくこととなります(年間の保険料は変わりませんが、1回当たりの納付額が変わることがあります)。

申し出は、随時受け付けていますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

なお、これまでの国保の納付実績などにより口座振替が認められないことや、口座振替に切り替えた後に滞納が続いた場合は、年金差し引きに戻る場合がありますのでご了承ください。

保険料は税金の控除の対象に!

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料を「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。

また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。



問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場保健福祉課健康推進グループ ☎26-7871 (内線103、104)

国の「安全実現のための緊急総合対策」

国の「安心実現のための緊急総合対策」として、中小企業の雇用維持等創業支援を目的に、平成20年12月1日から、助成金の制度創設、助成内容の拡充が行われましたのでお知らせします。

①中小企業緊急雇用安定助成金【創設】

経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、休業等を行った場合、休業手当相当額の5分の4を助成

②地域再生中小企業創業助成金【創設】

新たに食料品製造業、飲食料品小売業、介護事業等、情報サービス業、宿泊業、飲食店において創業する中小企業事業主に対し、創業経費(対象経費の2分の1)および労働者雇入れの経費(1人60万円)を助成

※上記助成金等の詳細については、お問い合わせください。

③高齢者雇用開発特別奨励金【創設】

65歳以上の方を雇い入れた場合に賃金の一部を助成

④特定求職者雇用開発助成金【拡充】

中小企業が障害者を雇い入れた場合の賃金の助成を拡充

⑤介護未経験者確保等助成金【創設】

介護未経験者の職場定着を図るため賃金の一部を助成

⑥試行雇用奨励金【拡充】

中高年齢者、若年者の対象年齢の範囲を拡充

問い合わせ先

苫小牧公共職業安定所 職業相談第2部門 ☎0144-32-5221

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

被保険者の医療費負担を軽減するため、2点が見直し

1 75歳になる月の自己負担限度額が調整されます

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払うことになり、最高で限度額の2倍の金額を支払う方がいました。

平成21年1月からは下図の例のように、月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度で限度額が半額ずつになります(1日生まれの方は、影響がないため対象外です)。

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額をお支払いします(対象者には、お知らせします)。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象となります。

【図】自己負担額限度額が半額になる例(入院で医療費が高額になった例)

●Aさん74歳単身者(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計	1月: 44,400円 (国保・被用者保険44,400円)	2月: 44,400円 (国保・被用者保険22,200円、長 寿医療制度22,200円)	3月: 44,400円 (長寿医療制度44,400円)

●Bさん75歳・Cさん74歳(2月生まれ)で区分が「一般」の場合

	1月		2月		3月	
	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん
国民健康保険 被用者保険		自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 22,200円		
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円※1		自己負担限度額 44,400円	
合計	1月: 44,400円 (国保・被用者保険44,400円)		2月: 44,400円 (国保・被用者保険22,200円、長 寿医療制度22,200円)		3月: 44,400円 (長寿医療制度44,400円)	

※1 同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります。

* 外来の場合も同様に半額になります。

* 「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。

* 被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

2 1月から窓口負担割合が変更になる方がいます

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は、平成21年1月から1割負担になります。該当すると思われる方には、個別にお知らせをお送りしています。

【要件】 次のすべてに当てはまる方です(3割負担の方全員が該当するわけではありません)。

- ① 同じ世帯内に、長寿医療制度の被保険者が一人である。
- ② 同じ世帯内に、70歳~74歳の方が住んでいる。
- ③ 上記①と②の方の収入※1の合計額が520万円未満である。

※1 収入とは、前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)や所得控除を差し引く前の額です。